

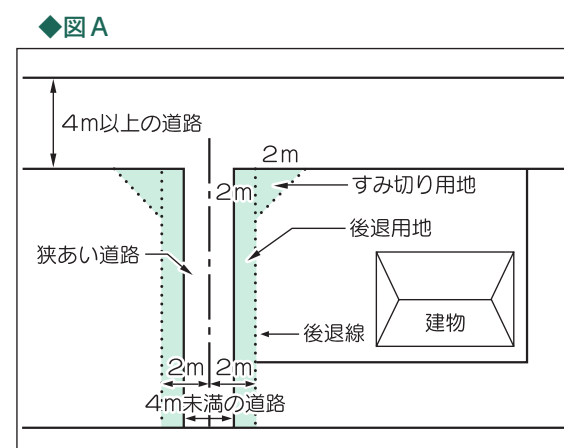
建築住宅課からのお知らせ

問い合わせ 建築住宅課建築指導係 ☎内線4219

狭あい道路拡幅整備事業

住みやすい環境の保持や緊急車両の通行確保などを目的に狭い市道の拡幅整備事業を実施しています。

建築基準法では、敷地が、幅員4m以上の道路に接していない場合は、建築物を建設することができません。しかし、建築基準法第42条第2項道路に指定されていれば、幅員が4m未満の道路であっても中心から2mの



◆面積当たりの奨励金額

区分		奨励金額
後退用地	20㎡以下の面積	2万円
	20㎡を超え40㎡以下の面積	4万円
	40㎡を超える面積	6万円
すみ切り用地	1カ所	2万円

線道路の境界線とみなし(図A)、その線まで後退することにより建設することができません。(本庁管内の都市計画区域内に限る)

後退用地やすみ切り用地を寄附していただいた場合には、その面積に応じて報奨金を交付します。狭あい道路に接して建築行為などを行う場合には、建築確認申請を提出する前(おおむね2カ月前)に、建築住宅課建築指導係へ相談してください。

小規模建築物の建築確認

カーポートや物置など小規模の建物も、基礎の形状に関係なく建築物となります。建築物は増築の場合、10mを超える建築物の建築確認を受ける必要があります。また、さら地の場合は、面積に関係なく全ての建築物で、建築確認が必要になります。(本庁管内の都市計画区域内に限る) 建築確認を受けずに建てたままの場合は、お近くの建築士に相談しましょう。

完了検査を受けましょう

建築物の安全は、安心して暮らすためにはとても大切です。建築確認を受けた建築物が完成した場合は、必ず完了検査を受ける必要があります。これは建築物の地震や火災などに対する安全性、環境衛生の基準、良好な市街地環境の確保など、基本的な性能が法律に適合しているかを検査するものです。検査後に発行される検査済証は、建築物が法律に適合していることを確認された証であり、建築物の売買や増改築の際に必要なことがあります。検査済証は大切に保管しましょう。

不育症治療費助成事業

本年度より不育症治療をされている夫婦の経済的負担を軽減するために、不育症治療に要した医療費の一部助成を開始します。

- 助成要件**
- ▼法律上の婚姻関係にある夫婦で、市内に1年以上住所を有する者
 - ▼市税などの滞納をしていない医療保険加入者
- 助成対象** 医師が認めた不育症治療で、医療保険診療および医療保険適用外の不育症治療に要する費用が助成対象になります
- 助成内容**
- ▼助成する額は、不育症治療に要する本人負担額の2分の1に相当する額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)で限度額は年額20万円です
 - ▼助成金の交付は1年度につき1回とし、通算5回を限度とします
- 申し込み・問い合わせ** 健康課保健係(保健福祉センター) ☎内線76205へ

骨髄移植ドナー支援事業

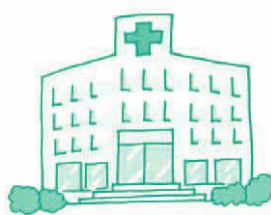
骨髄を提供するには、健康診断、骨髄採取などのための通院や入院が必要になり、時間的拘束が経済的負担となっています。

- 骨髄または末梢血管細胞を提供した人に対して経済的負担を軽減させ、骨髄などの提供者およびドナー登録者の増加を図り、骨髄移植を推進するために助成金を交付します。
- 助成対象** 次の①から⑤全てに該当する人。①骨髄などの提供を行った日において市内に住所を有する②ドナー休暇制度を設けている企業または団体に属さない③他の自治体などが実施する同種同類の助成金などを受けていない④市税などに滞納がない⑤沼田市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない
- 助成額** 骨髄などの提供に係る通院または入院に要した日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の骨髄提供について14万円を上限とします
- 申し込み・問い合わせ** 健康課予防係(保健福祉センター) ☎内線76206へ

胃がん検診に胃内視鏡検診(胃カメラ)が加わります

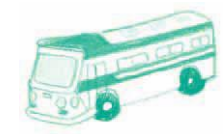
50歳以上で偶数年齢の人は、胃内視鏡検診(胃カメラ)または胃バリウム検診のどちらかを選択して受診してください。なお、重複しての受診はできません。

- 受診期間** 6月1日(金)~来年2月28日(木)
- ところ** 個別検診(指定医療機関での受診)
- 対象** 50歳以上の偶数年齢の人
- ※80歳以上の偶数年齢の人で受診を希望する人は、主治医に相談の上、申し込みをしてください
- 費用** 2,000円(生活保護受給者は自己負担なし)
- 申し込み** 受診シールを持参して、健康課窓口で手続きをしてください。受診時に必要な書類をお渡します
- その他** 詳細は、5月中旬に郵送される「平成30年度検診等のお知らせ」封筒内の「検診等のお知らせ」をご覧ください
- 問い合わせ** 健康課予防係(保健福祉センター) ☎内線76207へ



高齢者各種助成をご利用ください

問い合わせ 高齢福祉課介護保険係(東原庁舎内) ☎内線77253



名称	助成内容	対象	販売窓口	持参する物	注意事項
敬老バスカード助成	敬老バスカード4,350円分を2,000円で販売	市内に住居登録のある65歳以上の人	高齢福祉課介護保険係、市民課市民戸籍係、ふれあい福祉センター、利南・池田・薄根・川田公民館、白沢・利根支所生活係、利根出張所	高齢者証 ※高齢者証は高齢福祉課で発行しています。年齢と住所が確認できる保険証などをお持ちください。高齢福祉課以外で申請された場合、後日郵送されます	利用できるバス路線は、市内で運行されている関越交通バスで、アップル号は利用できません
はり・きゅう・マッサージ費助成	1回1,500円の助成が受けられる助成券を交付 ※年間4枚	市内に住居登録のある70歳以上の人	高齢福祉課介護保険係、白沢・利根支所生活係	印鑑、本人確認ができる物	本年度中に70歳になる人は、3カ月に1枚の割合で助成券を交付します。助成対象となる、はり・きゅう・マッサージの施術者は、申請窓口で確認してください
温泉施設利用助成券	市内温泉施設1回の利用につき200円を助成 ※年間本人12枚、同伴者4枚の助成券を交付	市内に住居登録のある75歳以上の人	高齢福祉課介護保険係、市民課市民戸籍係、利南・池田・薄根・川田公民館、白沢・利根支所生活係	印鑑、本人確認ができる物	助成対象となる温泉施設は、申請窓口で確認してください

出張年金相談の事前予約ができます



毎月第1、第3木曜日に開催している出張年金相談の事前予約が、6月開催の相談からできるようになります。予約は渋川年金事務所まで受け付けていますので、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書などを準備の上、電話で予約をしてください。

※市役所で事前予約の受け付けはしていません

※予約がなくても相談は可能ですが、長時間お待ちいただく場合があります

※5月開催の相談までは、当日の受け付け順です

問い合わせ 渋川年金事務所お客様相談室 ☎0279②1614へ